

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号。以下「処理手続」という。）8の規定により、政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成23年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 苦情番号 岩検委苦情第1号
- 2 申立年月日 平成22年11月26日
- 3 申立人の氏名又は名称 非公表
- 4 苦情に係る調達機関名及び調達サービス名
 - (1) 調達機関名 岩手県環境生活部
 - (2) 調達サービス名 岩手・青森県境不法投棄現場（B、D、F、G、J、K及びO地区）土壌汚染除去業務及び岩手・青森県境不法投棄現場（B、D、F、G、J、K及びO地区）土壌汚染除去対策詳細調査・設計業務 一式
- 5 苦情の概要
 - (1) 申立人は、平成22年11月16日、県からの入札結果通知書により、4(2)の調達サービス（以下「本件調達サービス」という。）に係る同年10月29日に行われた一般競争入札（以下「本件一般競争入札」という。）について、申立人の入札価格が低入札価格調査制度に関する事務処理要領（以下「要領」という。）別紙5の2(2)に定める失格基準（直接工事費の各工種（科目）金額が基準を下回る場合）に該当し、申立人が本件一般競争入札の落札者とならないことを知った。
 - (2) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）第2条4(a)においては、一の調達のために2以上の契約又は区分した契約を締結する場合には、契約の価格の算定に当たり、前会計年度に締結した同種の一連の契約の実際の価額を評価の基礎とすることとされている。
 - (3) このことから、申立人は、本件一般競争入札以前に他者が契約を締結したN地区についての調達サービス（以下「N地区についての調達サービス」という。）を本件調達サービスについての協定第2条4(a)に規定する前会計年度に締結した同種の一連の契約と解し、N地区についての調達サービスの契約の実際の価額を参考に入札金額を算出した。
 - (4) N地区についての調達サービスの契約の実際の価額を評価の基礎としていないのであれば、協定第2条4(a)に反するものである。また、これにより、申立人の入札価格が要領別紙5の2(2)に該当するとして本件一般競争入札の落札者を決定したことは、入札説明書に記載された落札基準に従ったものとはいえず、協定第13条4(c)に反するものである。
- 6 苦情処理状況の概要 N地区についての調達サービスは、本件調達サービスについての協定第2条4(a)に規定する前会計年度に締結した同種の一連の契約とは認められず、苦情の内容は協定と無関係であることから、処理手続5(2)イの規定に基づき、平成22年12月7日付けで、申立てを却下した。